

中野区立小中学校の再編計画について

平成17年12月 中野区教育委員会

より良い教育環境を目指して

学校は、一定規模の集団で活動することをおして、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」などを確実に身につけさせ、自立した人間の育成を目指す教育の場です。公立学校には多様な子どもが在学しており、集団での活動や友だちとのかかわりの中で、同じ価値を共有したり自分と違う考え方や個性に出会ったりする経験をおして、互いが切磋琢磨し、ともに成長することができます。

しかしながら、中野区立の小中学校は、近年の少子化の影響などから、児童生徒数の減少とそれに伴う学校の小規模化が続いています。集団の規模が小さくなると集団教育のよさが生かされにくくなり、また、学校の教職員などの配置数が減り、学校運営や児童生徒の指導に難しさが生じてきます。

教育委員会では、こうした問題意識のもとに、学校教育の充実を目指すという教育的視点から検討を重ね、平成16年10月に再編計画(案)をとりまとめました。その後、区民論議を経て、平成17年10月に中野区立小中学校再編計画を決定したところです。今後は、この計画の着実な実施に向け、全力で取り組んでいきます。

充実した学校教育のために望ましい規模の学校をつくります

体験的な学習を重視し、コミュニケーション能力を高め、体力を向上させるためには、学校行事や集団活動が活発に行われ、多様な子ども同士のふれあいや友人関係が作れるよう、一定の集団規模や学級数を確保することが望まれます。また、すべての子どもが、自分の関心や意欲に応じた発展的な学習をするためにも、少人数指導や選択教科にも対応した学校のスタッフが充足し、相互に協力したり研鑽したりできるよう、教職員などの質と量を確保できる学級数が必要です。

1. 小学校12学級、中学校9学級以上の学校を目指します

- 再編は、統合、通学区域の変更により行います。
- 小中学校の望ましい規模は小学校18学級(学年3学級)程度、中学校15学級(学年5学級)程度とし、小学校では少なくとも12学級(学年2学級)、中学校では少なくとも9学級(学年3学級)を維持します。
- 統合を行う場合は、該当校をいずれも廃止し、統合校を新しい名称の新設校として設置することを原則とします。



2. 15か年で学校を再編します

- 計画期間は平成17年度から平成31年度までの15年間とします。
- 計画期間を5年ごとに前期、中期、後期の3期に分けます。

3. スムーズに再編を進めます

○ 統合までの間も充実した教育を行います

実際に統合が行われるまでの間も、各学校は、子どもたちが引き続き充実した学校生活を送り、適切な教育が受けられるようにしていきます。

新入生の数が少なくなっても、再編が行われるまで教員数を確保して学級を維持し、充実した教育が受けられるよう努めます。

統合の対象になった学校では、交流活動を進め、統合を円滑に行う工夫をしていきます。教育委員会としても、学校と十分連携を取りながら、新しい意欲的な取り組みを行っていきます。これらの取り組みは、統合新校に引き継がれていきます。

また、統合新校設置時においても、新校が円滑にスタートできるよう、教員の加配や統合対象校からの継続的な人員配置など、人的措置を含めた支援を行います。

○ 再編を先取りした指定校の変更を認めます

学校再編に伴い、在学中に統合することになる学校への入学予定者については、再編後の新たな通学区域や通学距離などを考慮した特例を、また、統合の時点での在校生についても、交友関係や通学距離などを考慮した特例を設け、指定校変更の承認をすることとします。



○ 通学の安全に配慮します

具体的な学校の再編にあたって、新たに幹線道路や鉄道を横断する通学区域を設定したところがあります。こうした学校については、再編対象校の実情を踏まえ、現在小学校に配置している安全誘導員を拡充するなど、通学の安全について十分配慮していきます。

○ 校名などは区民の意見を聞いて決めます

学校を廃止して、新たな学校として統合する場合、新たな名称や特色、学校指定品の扱いなど、細部にわたって詰めなければならない課題も多くあります。さらに、統合に伴って改築を行う場合には、新校舎の構想や計画をまとめる段階から、広く区民の意見を採り入れて進める必要があります。そこで、統合の組み合わせごとに(仮称)学校統合委員会を設け、これらの検討を行っていきます。

4. 前期5か年で小規模化の著しい学校から再編に着手します

平成21年度までの前期5か年においては、特に小規模化の著しい学校を解消し、学校規模の確保を図ることを目的に再編を行います。

○ 小学校

平成16年度実数及び平成17年度から平成26年度の推計において、すべての年度で9学級以下(1学年1学級の学年が全体の半数以上)の学校の小規模化を解消します。

○ 中学校

平成16年度実数及び平成17年度から平成26年度の推計において、すべての年度で6学級以下（全学年2学級以下）の学校の小規模化を解消します。

第十中学校はこの基準に該当しますが、第九中学校からの通学区域の変更を中期に予定していることから、前期5か年においては再編を行わないものとします。

○ 警察大学校等移転跡地・その周辺地区での新校の開設

第九中学校と中央中学校を統合します。統合新校は、警察大学校等移転跡地・その周辺地区に校地を確保します。校舎の建設自体は中期以降の期間中となりますが、校舎の建設には相当の期間を要することから、上記の中学校の基準にはあてはまりませんが、前期の期間中からその検討を開始します。

前期5か年の再編の概要

○ 桃園第三小学校、仲町小学校、桃丘小学校の統合：平成20年度

統合新校は、桃園第三小学校の位置に設置します。なお、この統合にあわせて、桃丘小学校の通学区域のうちJR中央線以北の地域を野方小学校に、桃園第三小学校の通学区域のうち青梅街道以南の地域を中野本郷小学校に変更します。

○ 中野昭和小学校、東中野小学校の統合：平成21年度

統合新校は、中野昭和小学校の位置に設置します。なお、この統合にあわせて、東中野小学校の通学区域のうちJR中央線以南の地域を塔山小学校に変更します。

○ 野方小学校、丸山小学校、沼袋小学校の統合：平成23年度

統合新校は、野方小学校、丸山小学校の位置に設置します。

○ 第一中学校、中野富士見中学校の統合：平成21年度

統合新校は、第一中学校の位置に設置します。なお、この統合にあわせて、中野富士見中学校の通学区域のうち弥生町一丁目の地域(向台小学校からの進学区域)を第二中学校に変更します。

○ 第六中学校、第十一中学校の統合：平成20年度

統合新校は、第十一中学校の位置に設置します。なお、この統合にあわせて、第六中学校の通学区域のうち環七通り以西の区域を第四中学校に変更します。

○ 第九中学校、中央中学校の統合：平成24年度

統合新校は、警察大学校等移転跡地・その周辺地区に校地を確保します。なお、この統合にあわせて、第九中学校の通学区域のうちもみじ山通り以東の区域を第十中学校に変更します。

5. 中期・後期の再編の内容

前期計画の後には、引き続き小学校12学級、中学校9学級に満たない学校を解消し、学校規模の確保を図ることを目的に再編を行います。なお、平成20年度を目途に計画を改定し、校舎の位置や時期等を定めませんが、それに先立って、区民論議の場を設けます。

中期・後期の再編の内容

- 中野神明小学校、多田小学校、新山小学校の統合
3校を統合し、2校の統合新校を設置します。
- 桃園小学校、向台小学校の統合
- 大和小学校、若宮小学校の統合
- 鷺宮小学校、西中野小学校の統合
- 第三中学校、第五中学校、第十中学校の統合
3校を統合し、2校の統合新校を設置します。
- 第四中学校、第八中学校の統合

※ 再編の時期、校舎の位置は、今後定めます。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 桃園第三小学校 仲町小学校 桃丘小学校		統合の検討 (改修) (改修)		統合(桃園第三小学校の位置)		
2 中野昭和小学校 東中野小学校		統合の検討 (改修) (改修)		統合(中野昭和小学校の位置)		
3 野方小学校 沼袋小学校		基本設計		実施設計	工 事 仮校舎(旧第六中)移転	校舎竣工 移転統合 (野方小学校の位置) (23年度)
3 丸山小学校 沼袋小学校				統合の検討 設計 (改修)	増築工事 (改修)	統合 (丸山小学校の位置) (23年度)
4 第一中学校 中野富士見中学校		統合の検討 (改修) (改修)		統合(第一中学校の位置)		
5 第六中学校 第十一中学校		統合の検討 (改修) (改修)		統合(第十一中学校の位置)		
6 第九中学校 中央中学校			基本設計	実施設計 用地取得	校舎新築工事	校舎竣工 統合 (警察大学校等 移転跡地・その 周辺地区) (24年度)

中野区立小中学校再編計画全文は、区役所1階区政資料センター、地域センター、図書館で閲覧できるほか、教育委員会ホームページ <http://kyouiku.city.tokyo-nakano.lg.jp/> でご覧になれます。

中野区教育委員会事務局教育改革担当 Tel:03-3228-5548 Fax:03-3228-5679
e-mail:kyoikukaikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp